

申請日 2021 年 11 月 1 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

ピムコジャパンリミテッド
日本における代表者 竹内 一郎

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2021 年 9 月末日現在 資本金 13,411,674.44 米ドル (約 15.0 億円)

発行株式総数 13,000,000 株

発行済株式総数 13,000,000 株

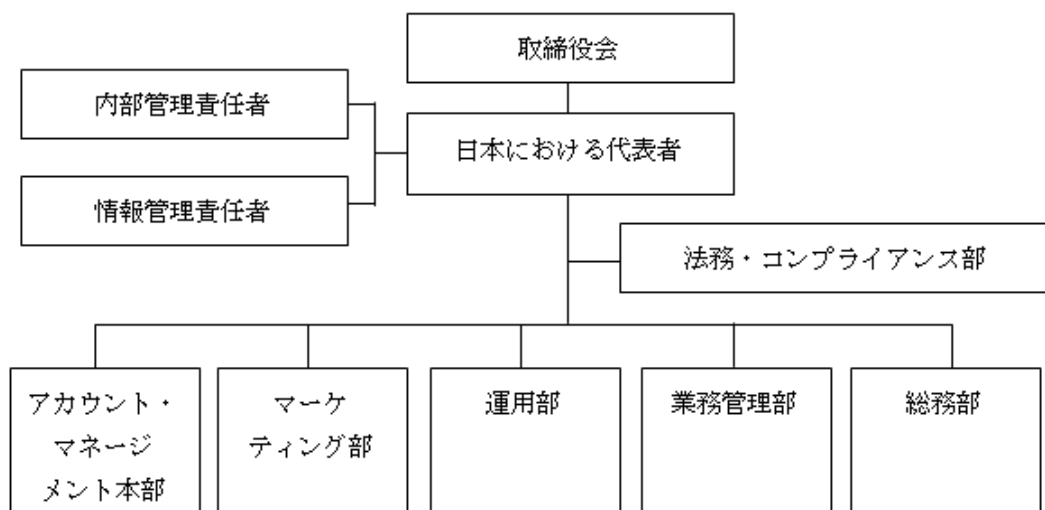
直近 5 年間における主な資本金の額の増減： 該当事項なし

(2) 委託会社の機構

● 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定する機関として、取締役会を設置しており、6 名以内の取締役で構成されています。その決議は、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会の監督の下、日本における代表者を置き、日本において業務を統括し代表者として当社を代表する任にあたっています。

● 組織図



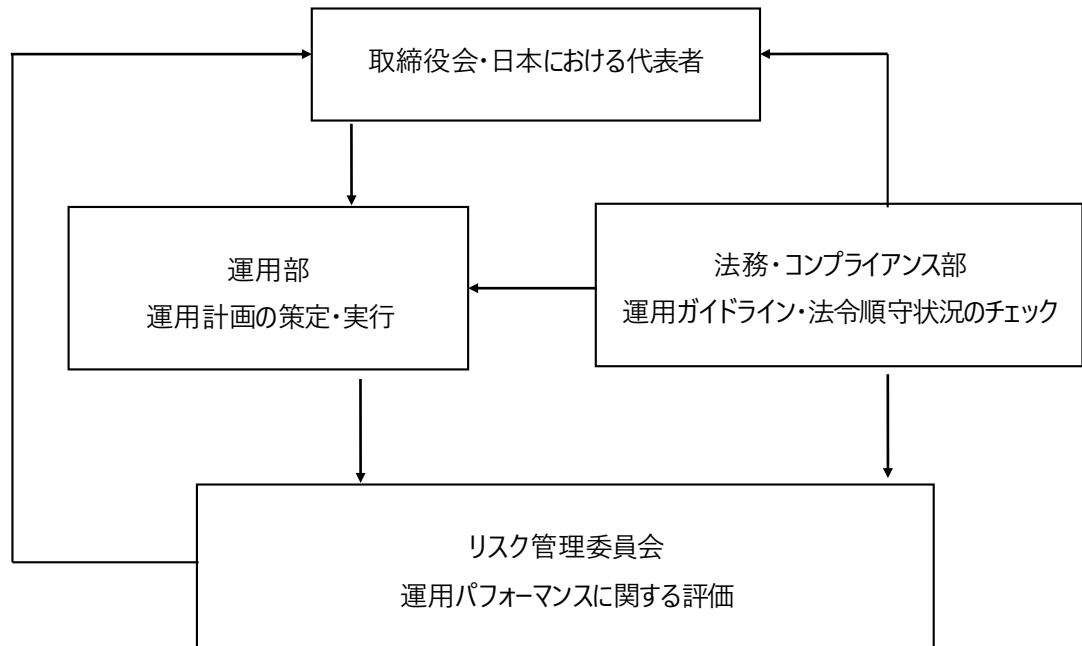
● 組織各部の業務内容

部	担当業務
アカウント・ マネージメント本部	① 金融商品取引業に係る商品の企画・立案・実施及び投資助言の提供 ② 投資信託の販売会社との渉外・連絡 ③ 投資信託の募集・販売の推進 ④ 年金基金、適格機関投資家等への営業 ⑤ 運用報告書の作成・提出 ⑥ 関係会社や顧客等への投資運用に関する情報の提供 ⑦ 関係会社の資産運用業務に関し、商品企画等についてコンサルティングを行う業務 ⑧ 関係会社の資産運用業務に関し、翻訳、書類作成、配布、質問等の取次ぎ、報告、説明等を関係会社に代わって行う業務 ⑨ 顧客からの問い合わせ及び苦情への対応 ⑩ 広報に関する業務
マーケティング部	① マーケティング戦略に関する企画立案・推進 ② ブランディング、広告宣伝に関する業務 ③ 営業促進に関する業務
運 用 部	① 投資運用業に係る信託財産の運用の立案・実施 ② 運用手法・運用モデルの研究・開発 ③ 投資運用のための調査 ④ 投資助言の提供 ⑤ 有価証券等に関連する情報の提供 ⑥ リスク管理業務
業務管理部	① 官庁・協会等への報告 ② 受託銀行との渉外・連絡 ③ 投資信託の受益権の管理 ④ 投資信託の設定・解約・償還に係る業務 ⑤ 信託財産の計理、帳簿書類の作成・管理 ⑥ 売買発注管理業務（投資信託に関する発注業務、余資運用及び外国為替に関する指図業務を含む） ⑦ 投資顧問報酬の請求に係る業務 ⑧ 関係会社や顧客等への投資運用に関する情報の提供 ⑨ 関係会社の資産運用業務に関し、翻訳、書類作成、配布、質問等の取次ぎ、報告、説明等を関係会社に代わって行う業務 ⑩ 関係会社からの委託されたオペレーション業務

法務・ コンプライアンス部	① 法令等遵守体制の監督・指導 ② 官庁・協会等との渉外・連絡及び申請・届出・報告 ③ 営業用資料等のレビュー ④ 金融商品取引業に係る契約の締結 ⑤ 投資信託に係る有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成及び信託契約の締結 ⑥ トレード・コンプライアンス及びポートフォリオ・コンプライアンスに係る業務 ⑦ 契約書及び法務関連書類の作成、交渉及び審査 ⑧ 内部監査に関する業務 ⑨ 関係会社からの委託された法務・コンプライアンス業務及び助言の提供
総 務 部	① 経理に関する業務 ② 総務に関する業務 ③ 人事に関する業務 ④ 情報システムに関する業務

● 運用の意思決定機構

当社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



当社は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）との間で、以下の連携のもと、運用を行っております。

① PIMCO の長期・短期経済予測会議

当社を含む PIMCO グループの投資プロフェッショナルが参加し、経済動向を分析。年次で長期経済予測会議、四半期毎に短期経済予測会議を開催し、幅広い視点での経済予測を行います。

② トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合

シニア・ポートフォリオ・マネージャーで構成される PIMCO インベストメント・コミッティーが開催され、①で形成されたトップダウンの展望と、各セクター・スペシャリストからのボトムアップの情報の両方を活用しつつ、デュレーション及びビルドカーブ戦略、各セクターへの投資配分、通貨戦略の方向性等を決定します。

③ モデル・ポートフォリオの策定

代表的な各運用戦略のモデル・ポートフォリオについて、当該戦略の運用チームがモデル・ポートフォリオを作成し、PIMCO インベストメント・コミッティーより承認を受けます。

当社の日本債券運用チームでは、日本債券運用のモデル・ポートフォリオを作成し、PIMCO インベストメント・コミッティーより承認を受けます。

④ 各ポートフォリオの構築

モデル・ポートフォリオと、各ポートフォリオのガイドラインに沿い、最適なポートフォリオを構築します。

⑤ リスク管理

全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

2021 年 9 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	39	7,151,407
単位型株式投資信託	2	117,669
単位型公社債投資信託	-	-
合計	41	7,269,076

3. 委託会社等の経理状況

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2020年1月1日から2021年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2019年12月31日		当事業年度 2020年12月31日	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,972,921		4,145,647
前払費用		42,783		60,679
未収委託者報酬		126,242		130,979
未収運用受託報酬		4,460,935		4,466,874
未収投資助言報酬		21,956		15,622
未収収益	※2	683,257	※2	915,655
その他流動資産		19,374		1,580
流動資産計		9,327,472		9,737,040
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	74,009	※1	63,017
器具備品	※1	100,587	※1	82,348
有形固定資産計		174,597		145,365
無形固定資産				
電話加入権		688		688
ソフトウェア		239		79
無形固定資産計		928		768
投資その他の資産				
敷金保証金		161,189		164,989
預託金		1,600		1,600
繰延税金資産		1,281,110		329,625
投資その他の資産計		1,443,900		496,215
固定資産計		1,619,425		642,349
資産合計		10,946,898		10,379,389
負債の部				
流動負債				
預り金		709,702		513,864
未払金		157,904		172,971
未払手数料	※2	188,829	※2	252,847
未払費用	※2	327,247	※2	334,279
未払法人税等		1,108,405		285,598
未払消費税等		179,917		267,069
賞与引当金		226,084		237,448
流動負債計		2,898,091		2,064,078
固定負債				
退職給付引当金		3,425,325		616,299
役員退職慰労引当金		168,910		61,562
固定負債計		3,594,235		677,861
負債合計		6,492,327		2,741,940
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,596,975		1,596,975
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		2,857,595		6,040,473
利益剰余金計		2,857,595		6,040,473
株主資本計		4,454,571		7,637,449
純資産合計		4,454,571		7,637,449
負債・純資産合計		10,946,898		10,379,389

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2019年1月1日	自	2020年1月1日
	至	2019年12月31日	至	2020年12月31日
営業収益				
委託者報酬		1,178,782		1,266,572
運用受託報酬		15,363,237		13,786,667
投資助言報酬		79,007		51,614
その他営業収益	※1	3,133,130	※1	3,702,967
営業収益計		19,754,157		18,807,822
営業費用				
支払手数料	※1	5,006,505	※1	4,394,997
管理費	※1	2,589,416	※1	2,502,625
広告宣伝費		212,956		263,895
調査費		61,853		82,480
営業雑経費				
通信費		18,255		16,122
協会費		22,601		25,777
諸会費		3,487		1,230
営業費用計		7,915,076		7,287,127
一般管理費				
給料				
役員報酬		401,540		1,372,726
給料・手当		1,208,578		1,215,441
賞与		2,166,443		1,192,144
賞与引当金繰入額		96,934		122,701
その他給料		97,951		99,180
法定福利費		184,541		181,595
福利厚生費		22,078		18,717
交際費		24,098		8,945
旅費交通費		88,647		23,786
租税公課		133,609		121,845
不動産賃借料		190,933		185,629
退職給付費用		440,125		143,131
退職金		-		48,172
役員退職慰労引当金繰入		33,497		73,972
固定資産減価償却費		39,362		37,503
消耗品費		18,197		11,011
支払報酬		72,267		137,588
採用費		24,851		18,975
諸経費		201,728		155,383
一般管理費計		5,445,389		5,168,452
営業利益		6,393,691		6,352,242
営業外収益				
受取利息		14,612		3,896
雑収入		702		1,953
営業外収益計		15,314		5,849
営業外費用				
為替差損		56,117		8,867
営業外費用計		56,117		8,867
経常利益		6,352,889		6,349,225
特別損失				
固定資産除却損		7,926		1,309
特別損失計		7,926		1,309
税引前当期純利益		6,344,963		6,347,915
法人税、住民税及び事業税		2,164,730		1,168,302
法人税等調整額		△ 166,638		951,485
当期純利益		4,346,870		4,228,127

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

(単位:千円)

項 目	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	1, 596, 975	2, 657, 524	4, 254, 500	4, 254, 500
当期変動額				
剰余金の配当		△ 4, 146, 800	△ 4, 146, 800	△ 4, 146, 800
当期純利益		4, 346, 870	4, 346, 870	4, 346, 870
当期変動額合計		200, 070	200, 070	200, 070
当期末残高	1, 596, 975	2, 857, 595	4, 454, 571	4, 454, 571

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位:千円)

（単位：千円）

項 目	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	1,596,975	2,857,595	4,454,571	4,454,571
当期変動額				
剰余金の配当		△ 1,045,250	△ 1,045,250	△ 1,045,250
当期純利益		4,228,127	4,228,127	4,228,127
当期変動額合計		3,182,877	3,182,877	3,182,877
当期末残高	1,596,975	6,040,473	7,637,449	7,637,449

注) 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

【注記表】

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

器具備品 4～10年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。

（3）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

（1）資本金の円換算

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しています。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。

（2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
建物	204,604千円	215,597千円
器具備品	172,582千円	194,632千円

2. 関係会社に対する資産及び負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
未収収益	681,417千円	913,955千円
未払手数料	171,462千円	235,087千円
未払費用	214,885千円	189,201千円

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
その他営業収益	3,111,062千円	3,682,734千円
支払手数料	4,685,236千円	3,895,773千円
管理費	2,244,227千円	2,111,694千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類

普通株式

	前事業年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
当事業年度期首株式数	13,000,000 株	13,000,000 株
増加株式数	—	—
減少株式数	—	—
当事業年度末株式数	13,000,000 株	13,000,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

決議	2020年9月1日取締役会	2020年12月1日取締役会
株式の種類	普通株式	普通株式
配当金の総額	524,450千円	520,800千円
1株当たり配当額	40円34銭	40円06銭
基準日	2020年6月30日	2020年10月31日
効力発生日	2020年9月1日	2020年12月1日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	3,972,921	3,972,921	—
(2) 未収委託者報酬	126,242	126,242	—
(3) 未収運用受託報酬	4,460,935	4,460,935	—
(4) 未収投資助言報酬	21,956	21,956	—
(5) 未収収益	683,257	683,257	—
(6) 敷金保証金	161,189	161,189	—
資産計	9,426,500	9,426,500	—
(1) 未払金	(157,904)	(157,904)	—
(2) 未払手数料	(188,829)	(188,829)	—
(3) 未払費用	(327,247)	(327,247)	—
負債計	(673,980)	(673,980)	—

※負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（2020年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	4,145,647	4,145,647	—
(2) 未収委託者報酬	130,979	130,979	—
(3) 未収運用受託報酬	4,466,874	4,466,874	—
(4) 未収投資助言報酬	15,622	15,622	—
(5) 未収収益	915,655	915,655	—
(6) 敷金保証金	164,989	164,989	—
資産計	9,839,766	9,839,766	—
(1) 未払金	(172,971)	(172,971)	—
(2) 未払手数料	(252,847)	(252,847)	—
(3) 未払費用	(334,279)	(334,279)	—
負債計	(760,097)	(760,097)	—

※負債に計上されているものについては、()で示しています。

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 敷金保証金

これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)
(1) 現金・預金	3,972,921	—
(2) 未収委託者報酬	126,242	—
(3) 未収運用受託報酬	4,460,935	—
(4) 未収投資助言報酬	21,956	—
(5) 未収収益	683,257	—
(6) 敷金保証金	—	161,189
合計	9,265,311	161,189

当事業年度（2020年12月31日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)
(1) 現金・預金	4,145,647	—
(2) 未収委託者報酬	130,979	—
(3) 未収運用受託報酬	4,466,874	—
(4) 未収投資助言報酬	15,622	—
(5) 未収収益	915,655	—
(6) 敷金保証金	—	164,989
合計	9,674,777	164,989

(退職給付関係)

1. 従業員に対する退職給付制度

(1) 採用している従業員退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。小規模企業のため、退職給付債務に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

(2) 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
退職給付金期首残高	3,016,684千円	3,425,325千円
退職給付費用	440,125千円	143,131千円
退職給付の支払額	31,484千円	2,952,157千円
退職給付引当金期末残高	3,425,325千円	616,299千円

(3) 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
簡便法で計算した退職給付費用	440,125千円	143,131千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)		
	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
繰延税金資産		
未払費用否認額	42,976	29,568
賞与引当金否認額	64,016	44,803
未払事業税	57,710	37,157
退職給付引当金否認額	1,048,834	199,477
役員退職慰労引当金否認額	51,720	8,083
ストックオプション	15,852	10,534
繰延税金資産 合計	1,281,110	329,625

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 2019年12月31日	当事業年度 2020年12月31日
法定実効税率	30.62	30.62
住民税均等割	0.04	0.04
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.90	2.67
その他	△ 0.07	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.49	33.40

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

種類	親会社の親会社
会社名	Pacific Investment Management Company LLC
所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
資本金又は出資金	668百万米ドル
事業の内容又は職業	投資運用業
議決権等の所有（被所有）の割合	（被所有）間接 100%
関連当事者との関係	調査業務の委託及び受託、役員の兼任

取引内容	取引金額	科目	期末残高
兼業による収益	3,111,062千円	未収収益	681,417千円
支払手数料	4,685,236千円	未払手数料	171,462千円
管理費	2,244,227千円	未払費用	214,885千円

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

契約により定められた金額を基礎として決定しております。

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	親会社の親会社
会社名	Pacific Investment Management Company LLC
所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
資本金又は出資金	1,291百万米ドル
事業の内容又は職業	投資運用業
議決権等の所有（被所有）の割合	（被所有）間接 100%
関連当事者との関係	調査業務の委託及び受託、役員の兼任

取引内容	取引金額	科目	期末残高
兼業による収益	3,682,734千円	未収収益	913,955千円
支払手数料	3,895,773千円	未払手数料	235,087千円
管理費	2,111,694千円	未払費用	189,201千円

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

契約により定められた金額を基礎として決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

前事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

PIMCO Global Advisors LLC （非上場）

当事業年度（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

PIMCO Global Advisors LLC （非上場）

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年1月1日	自 2020年1月1日
	至 2019年12月31日	至 2020年12月31日
投資信託	1,178,782千円	1,266,572千円
投資一任	15,363,237千円	13,786,667千円
投資助言	79,007千円	51,614千円
その他	3,133,130千円	3,702,967千円
合計	19,754,157千円	18,807,822千円

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年1月1日	自 2020年1月1日
	至 2019年12月31日	至 2020年12月31日
日本	16,621,026千円	15,104,853千円
米国	3,111,062千円	3,682,734千円
その他	22,068千円	20,233千円
合計	19,754,157千円	18,807,822千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称 Pacific Investment Management Company LLC

	前事業年度	当事業年度
	自 2019年1月1日	自 2020年1月1日
	至 2019年12月31日	至 2020年12月31日
営業収益	3,111,062千円	3,682,734千円

(1株当たり情報)

	前事業年度		当事業年度	
	自	2019年1月1日	自	2020年1月1日
	至	2019年12月31日	至	2020年12月31日
1株当たり純資産額		342円66銭		587円50銭
1株当たり当期純利益金額		334円37銭		325円24銭

注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度		当事業年度	
	自	2019年1月1日	自	2020年1月1日
	至	2019年12月31日	至	2020年12月31日
当期純利益金額		4,346,870千円		4,228,127千円
普通株主に帰属しない金額		—		—
普通株式に係る純利益金額		4,346,870千円		4,228,127千円
普通株式の期中平均株式数		13,000,000株		13,000,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 2021年6月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		5,490,843
前払費用		51,777
未収委託者報酬		94,622
未収運用受託報酬		4,420,107
未収投資助言報酬		5,877
未収収益		237,838
未収還付法人税等		12,851
その他流動資産		2,049
流動資産計		10,315,967
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	57,526
器具備品	※1	97,981
有形固定資産計		155,507
無形固定資産		
電話加入権		688
ソフトウェア		40
無形固定資産計		729
投資その他の資産		
敷金保証金		164,168
預託金		1,600
繰延税金資産		329,625
投資その他の資産計		495,394
固定資産計		651,631
資産合計		10,967,599
負債の部		
流動負債		
預り金		81,512
未払金		186,937
未払手数料		153,644
未払費用		246,665
未払法人税等		1,350,803
未払消費税等	※2	386,852
賞与引当金		763,461
流動負債計		3,169,877
固定負債		
退職給付引当金		712,391
役員退職慰労引当金		82,329
固定負債計		794,721
負債合計		3,964,598
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,406,025
利益剰余金計		5,406,025
株主資本計		7,003,001
純資産合計		7,003,001
負債・純資産合計		10,967,599

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

		当中間会計期間
	自 至	2021年 1 月 1日 2021年 6 月30日
営業収益		
委託者報酬		655,125
運用受託報酬		8,499,067
投資助言報酬		24,626
その他営業収益		1,489,580
営業収益計		10,668,399
営業費用		
支払手数料		2,815,941
管理費		1,272,430
広告宣伝費		131,564
調査費		28,592
営業雑経費		
通信費		7,874
協会費		12,926
諸会費		539
営業費用計		4,269,868
一般管理費		
給料		
役員報酬		673,572
給料・手当		606,717
賞与		3,688
賞与引当金繰入額		657,888
その他給料		37,020
法定福利費		70,933
福利厚生費		8,504
交際費		2,683
旅費交通費		1,831
租税公課		60,520
不動産賃借料		96,035
退職給付費用		66,716
退職金		0
役員退職慰労引当金繰入		55,930
固定資産減価償却費		20,156
消耗品費		2,696
支払報酬		76,161
採用費		16,831
諸経費		93,072
一般管理費計		2,550,962
営業利益		3,847,567
営業外収益		
受取利息		1,129
為替差益		111,537
雑収入		82
営業外収益計		112,750
経常利益		3,960,317
税引前中間純利益		3,960,317
法人税、住民税及び事業税	※1	1,291,615
中間純利益		2,668,701

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資本金の円換算

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。

日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しています。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。

(2) 外貨建資産及び負債の円換算

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間
	2021年6月30日
建物	221,088千円
器具備品	209,259千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 法人税、住民税及び事業税

当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類

普通株式

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
当事業年度期首株式数	13,000,000 株
増加株式数	-
減少株式数	-
当中間会計期間末株式数	13,000,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

決議	2021年3月24日取締役会	2021年5月28日取締役会
株式の種類	普通株式	普通株式
配当金の総額	1,648,200千円	1,654,950千円
1株当たり配当額	126円78銭	127円30銭
基準日	2021年2月28日	2021年4月30日
効力発生日	2021年3月24日	2021年5月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2021年6月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	5,490,843	5,490,843	—
(2) 未収委託者報酬	94,622	94,622	—
(3) 未収運用受託報酬	4,420,107	4,420,107	—
(4) 未収投資助言報酬	5,877	5,877	—
(5) 未収収益	237,838	237,838	—
(6) 敷金保証金	164,168	164,168	—
資産計	10,413,455	10,413,455	—
(1) 未払金	(186,937)	(186,937)	—
(2) 未払手数料	(153,644)	(153,644)	—
(3) 未払費用	(246,665)	(246,665)	—
負債計	(587,246)	(587,246)	—

※負債に計上されているものについては、()で示しています。

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 敷金保証金

これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
投資信託	655, 125千円
投資一任	8, 499, 067千円
投資助言	24, 626千円
その他	1, 489, 580千円
合計	10, 668, 399千円

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
日本	9, 178, 818千円
米国	1, 479, 601千円
その他	9, 979千円
合計	10, 668, 399千円

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称 Pacific Investment Management Company LLC

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
営業収益	1, 479, 601千円
合計	1, 479, 601千円

(1株当たり情報)

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
1株当たり純資産額	538円69銭
1株当たり中間純利益金額	205円28銭

注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当中間会計期間	
自 2021年1月 1日	
至 2021年6月30日	
中間純利益金額	2,668,701千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	2,668,701千円
普通株式の期中平均株式数	13,000,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月17日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 正直知哉 殿

日本における代表者 竹内一郎 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鶴田 大 夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの2020年1月1日から2020年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年9月17日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 正直知 哉 殿

日本における代表者 竹内 一郎 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士



中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの2021年1月1日から2021年12月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年1月1日から2021年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

公開日 2021 年 11 月 1 日

作成基準日 2021 年 9 月 17 日

本店所在地	英領ヴァージン諸島、トトラ、ロードタウン、 ピー・オー・ボックス 800、フォリオ・チェンバース
東京支店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号 虎ノ門タワーズオフィス
お問い合わせ先	法務・コンプライアンス部